

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成29年第4回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成29年12月12日(火) 開会：午前 9時57分 閉会：午後 0時22分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 95号 筑西市体育施設における指定管理者の指定について
議案第103号 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第104号 平成29年度筑西市一般会計補正予算(第6号)のうち所管の補正予算
議案第105号 平成29年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第106号 平成29年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第109号 平成29年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第110号 平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
議案第112号 平成29年度筑西市病院事業会計補正予算(第1号)のうち所管の補正予算
-

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	田中 隆徳君		
委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君
委員	真次 洋行君	委員	三浦 譲君		

5 欠席委員

委員 藤川 寧子君

6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

委員長 大嶋 茂

○委員長（大嶋 茂君） おはようございます。では、ただいまから福祉文教委員会を開催いたします。ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立しております。なお、欠席通知のあった者は、藤川委員の1名であります。それでは、12月8日に本委員会に付託されました議案について審議をまいります。

なお、議案審査の順番ですが、お手元に配付いたしました順番で、まず、指定管理者議案1案、条例議案1案、補正予算議案6案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それでは、異議なしということでございますので、各議案について所管部ごとに審査をまいります。

まず初めに、保健福祉部です。議案第103号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」審議を願います。

それでは、介護保険課から説明をお願いいたします。

宮田介護保険課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護保険課、宮田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第103号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例改正につきましては、社会福祉法人等による生活困窮者等に対する介護保険サービス利用者負担軽減事業の手続に当たり、個人番号の独自利用として、個人情報の庁内及び他市町村との連携を行うために改正するものでございます。改正内容につきましては、まず下から5行目、第1条及び第5条第1項の改正は、上位法の改正による号のずれを改めるものでございます。

次に、下から4行目から次ページにかけて、別表第1、別表第2への追加事項でございます。別表第1は、個人番号の独自利用事務の実施機関、「市長部局」、そして独自事務、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減制度における社会福祉法人等について行う助成に関する事務にあって、市規則で定めるもの」を追加するものでございます。なお、市規則で定める事務は、社会福祉法人等が生活困窮者が利用した介護サービスの利用者負担額を軽減した際に、その軽減した一部を社会福祉法人等へ助成する事務でございます。

2ページをごらんください。別表第2は、第1表の当該独自利用事務を実施するに当たって利用します課税状況や住民基本台帳情報等、特定個人情報を追加するものでございます。このことによって特定個人情報を庁内及び他市町村連携により、住民情報システムから確認することができるようになり、申請者が用意する添付書類の一部を省略することができるようになり、申請時の負担軽減に資することができるようになります。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

上位法の改正ということでございますので、その点で質疑よろしく申し上げます。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 従来というか、現在のやり方と、改正によるやり方で、どれだけの違いが出るのかなというところですか。事務的な軽減だとか、そういうものなのですかけれども。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） お答えいたします。

現在は、申請者が必要となる所得証明等を用意して申請することになってございますが、今度は情報連携が可能になることによりまして、申請者の負担がまず軽減できます。そして、情報連携によりまして、速やかにその情報を得ることが出来ますので、軽減の決定等を迅速にすることができるようになります。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 現在これを利用というのですか、申請する人の人数というのはどのくらいいるものなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） お答えします。

現在、申請をなさった方は4名ございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この情報は、市外に出ている人とか、あと市外から来ている人とか、施設に。そういった人も対象になるというふうに理解をしているのですが、4名となると、随分少ない感じがするのですけれども、その辺はどういう状況なのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） お答えいたします。

この社会福祉法人等で軽減制度、実際事業を行ってくださっている事業者さん、これが現在1法人しかございません。その1法人が運営している事業所で、利用している方がそれしかないということです。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうですか。最後にもう1つ、今回のこの条例改正の経緯なのですかけれども、国のほうでマイナンバーの活用を進めてきている。現在どういう段階で今回の改正になるのかということなのですか。それと、今回のだけでマイナンバーの改正は終わりではないでしょうから、今後また別の面であるだろうと思うのですが、その辺の全体の流れというのを教えてもらいたいのですかけれども。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） お答えいたします。

今回独自利用としまして、社会福祉法人等の軽減制度を追加をお願いしているところでございますが、本来マイナンバーの法定利用として、社会保障とか位置づけられてございます。その中で介護保険におき

ましては、法定利用としまして、利用料の軽減や保険料の軽減、あと介護保険の申請といったものが位置づけというところがございますが、独自利用に当たりましては、これらのものに類似するものという要件がございます。その類似するものというところで、利用料の軽減が既にごございますので、今回社会福祉法人もやはり利用料の軽減ということでございますので、これは法定利用のほうにはありませんでしたが、類似しているということをご鑑みまして、今回独自利用として追加したものでございます。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

これより議案第103号の採決をいたします。

議案第103号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、本委員会の所管について審査をしていきたいと思えます。

なお、議案第104号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後採決したいと存じます。

それでは、保健予防課から説明を願います。

若林保健予防課長、お願いします。

○保健予防課長（若林洋子君） おはようございます。保健予防課、若林でございます。よろしくお願いたします。着座で失礼させていただきます。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、保健予防課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。事項欄2行目、3行目、茨城県西部地域医療寄附講座寄附金、筑波大学及び自治医科大学につきましては、寄附講座寄附金に係る事前手続が必要なことから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、7ページをごらんください。中段の定期予防接種個別接種委託から筑西地域医療支援システム講座寄附金までの5事業につきましても、事前の手続が必要なことから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、20ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、節19負担金補助及び交付金、県西総合病院組合参画事業5,688万円の増額補正をお願いするものでございます。これは地域医療を確保し、市民が高度な医療を受けられるよう、筑西市と桜川市がそれぞれ負担割合に応じて負担金を支出し、県西総合病院の運営を支援する運営支援事業でございます。今年度は筑波大学から3名の外科医が派遣されたため、当初は医療収益が見込まれましたが、想定より患者数が回復せず、資金不足と

なったことから、特別負担金を増額補正するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑をお願いいたします。

藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） おはようございます。よろしく願いします。

県西総合病院の件ですけれども、桜川市は幾らでしたか。

○委員長（大嶋 茂君） 若林課長。

○保健予防課長（若林洋子君） お答えいたします。

県西病院のほうは2億4,312万円でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） ありがとうございます。それは8対2という割合でよろしいのでしょうか、確認です。

○委員長（大嶋 茂君） 若林課長。

○保健予防課長（若林洋子君） お答えいたします。

桜川市が81.04%、筑西市が18.96%で、8対2でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員、よろしいですか。

○委員（藤澤和成君） はい、ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 讓君） 寄附講座のことなのですが、本会議でも説明があったのですが、確認したいのですけれども、筑波大が3名、自治医大が5名ということで、3年、5年の期間ということで、来る先生は、その3年の中で、例えばローテーションだとかといったような形で入れかわりもあるのかどうか、それと教育センターの準備ということですので、その来るメンバーは教員も含めて来るのかという点なのですが。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 私のほうから、中核病院整備部のほうからも今回情報をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

まず、寄附講座の寄附金の内訳を申し上げたいと思います。筑波大学からは、平成30年の4月から9月まで教授、准教授が1人ずつで2人、10月から翌年3月までが教授2人、准教授2人、講師1人で5人、そして同じく平成31年度から34年度までの4年間は5人ずつ同じでございます。そして、自治医科大学は、平成30年4月から9月までが教授、准教授1人ずつで2人、10月から3月までは教授が2人、准教授が1人で3人、平成31年度、32年度については、各3人ということになっています。

この3年、5年につきましては、本会議でも申し上げましたが、大学の制度上3年と5年ということになっています。また、この5人と3人につきましては、限度額設定ということで、これも本会議で申し上げましたが、この議決をいただいて年度内の早い時期に協定を結び、その後教員となる医師の募集を両大学で行います。その上で応募があった方を教員、医師としてお願いすることになりますので、これが5人、3人が確定の人数ではございません。

あともう1件、議員さんからご質問の、途中でローテーションがあるのかということでございますけれども、とりあえず公募して、まず募集するというところまでは情報を得ているのですけれども、その後のことについては、ちょっと済みません、情報がないという形です。改めてローテーションをする場合にあっては、公募という形をとるのかなというふうに推測はできるところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。それは了解しました。

あと、7ページの債務負担行為の7,500万円の筑西地域医療支援システム講座というのは、含まれないわけですか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） この分については、現在市民病院に来ていただいている医師の皆さんの寄附講座分でございます。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、次に移ります。

○保健予防課長（若林洋子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 若林課長、ありがとうございます。

次に、高橋健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（高橋恵子君） おはようございます。健康づくり課の高橋でございます。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○健康づくり課長（高橋恵子君） 議案第104号のうち、健康づくり課所管の補正予算についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。下から8行目の妊婦・乳児健康診査委託、その下の24時間電話健康相談サービス委託、その下のメンタルチェックシステム運営管理委託、以上3事業につきましては、事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

次に移ります。

赤城医療保険課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） おはようございます。医療保険課の赤城でございます。どうぞよろしく

お願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第104号のうち、医療保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の14ページ、15ページをお開き願います。歳入でございます。款19繰入金、項1目1特別会計繰入金、説明欄の2、後期高齢者医療特別会計繰入金2,420万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは平成28年度の後期高齢者医療給付費の市負担金の精算額の確定に伴い、一般会計に繰り入れるものでございます。詳細につきましては、議案第106号「後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

次に、國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） おはようございます。社会福祉課長、國府田と申します。よろしくお願います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 議案第104号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。下から4行目、事項欄、自立相談支援事業委託353万9,000円です。これは生活困窮者自立支援事業の中の相談業務を市社会福祉協議会でも行うために事前の契約が必要な委託事業のことから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄、生活保護適正実施推進事業費補助金として44万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。生活保護の電算システム改修委託料89万7,000円の歳出増額補正の国庫補助金を計上するものです。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、歳出でございます。20ページ、21ページをごらんください。款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、生活保護適正実施推進事業の電算システム改修委託料として89万7,000円の増額補正でございます。生活保護適正実施事業につきましては、生活保護法による生活保護業務の円滑な運用及び適正な実施を期するための事業でございます。言いかえれば、生活保護を必要な人に、安心して必要な保護を受けていただくため、環境等を整えるための事業でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成29年に成立した介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日からの改正の内容に対応するための生活保護システム改修作業の委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 環境整備というのは、必要な人に受けやすくするという意味で言っているのか、よくわからないのですが、例えば所得だとかいろいろな情報が必要です。そのうちのどういうことをやるのかというのを教えてもらいたいのです。

○委員長（大嶋 茂君） 國府田課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 委員さんの質問にお答えします。

環境整備といたしまして、生活保護の方の、今回介護保険の改正に伴うシステム改修ではございますが、やはりこの適正実施推進事業の中には、レセプト点検等、あとは扶養義務者の調査等が入っております。その中で生活保護の介護保険等を適正に実施するために、またレセプトの点検によって、保護者の過剰診療とか、あとは服薬の管理とかを行うために安定して使ってもらうための事業でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、これは今までもやっていたことを、この電算システムを改修してやるという意味なのですか。同じ中身のことを今までもやっています。それで、電算システムでそれがスピーディーになるという意味なのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 國府田課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 委員さんの質問にお答えします。

今回の電算システムの改修につきましては、介護保険法の改正が、要介護認定の有効期限の条件の変更、新規サービスや創設の対応、それらに伴うチェック機能修正、機能連携を修正するための改修でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 介護保険法の改正による部分もあるようですが、何か中身を聞いてみると、生活保護を受けている人、あるいはこれから受けようとする人を、実態を事細かにつかむというふうになっているように私は思うのですが、逆に政府のほうも生活保護を受けている人に対する制限というのを、今いろいろな意味でやっています、厳格に。ということの一つの流れというふうに、これ理解していいのかわるか。例えば生活保護を受けなくてはならない人で、実際本人から申請をしていないで、病院も我慢してという人が結構いるのです。たまたまそういう人たちが誰かに相談すると、それがうまく市につながるとい部分があるわけですが、むしろそういう所得が低い、非常に低い人たちが、電算システムによって所得などで、この人は本来受ける人ではないかというふうにするのであれば、これはいいと思うのですが、何かその逆に、できるだけ生活保護者を少なくしようというふうに働くのではないか、実際には。そういう面はどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 國府田課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 委員さんの質問にお答えいたします。

生活保護のこちらの改修等につきまして、申請のほうを拒むとか、そういうことではなくて、生活保護を申請されれば、生活保護は本人の意思に基づいて申請を受けることになっておりますので、その点に関

しては皆さんも同じく、申請意思に基づいて申請については受けるような形でございます。

こちらの改修につきましては、生活保護を受けている方に対しての方を対象に、その生活保護システムの中に入ってまいりますので、そちらのほうの介護保険の改正に伴うレセプトの請求とか、あとはその介護保険の、先ほどもお話ししましたような、そういうサービス、期間等変更に伴う改修でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 若干補足で。適正化事業ということで、レセプト点検と、先ほど國府田課長から申し上げましたけれども、過剰に何件もお医者さんにかかっているようなことがあった場合に、発見することも必要なことで、生活保護法に基づき適正に保護を実施するための事業、ある意味で門戸を狭めることは全くございません。ただ過剰受診とか、何か指導が必要な場合には当然ここで見つけて指導するというような事業でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終了いたします。

次に、児玉こども課長、お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明をお願いします。

○こども課長（児玉祐子君） それでは、議案第104号、こども課所管の内容についてご説明申し上げます。

初めに、7ページをお開きください。事項欄7行目、しもだて子育て支援センター運営委託、次に8行目、保育料等収納事務委託、最後に9行目、地域子ども・子育て支援事業委託、こちらの3項目につきまして、いずれも事前に契約が必要であることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄、子ども・子育て支援整備交付金として予定しておりました交付金554万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、説明欄、保育体制強化事業費補助金として218万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。また、同じく県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄、子ども・子育て支援整備交付金として予定しておりました交付金554万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。いずれも内容は歳出でご説明いたします。

20ページ、21ページをお開きください。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄の保育体制強化事業補助金として355万円の増額補正をお願いするものでございます。これは地域の子育て経験者などを保育支援者として保育所などに配置し、給食の配膳や布団の上げ下げなど、保育の周辺業務を担っていただき、保育所などで働く保育士さんたちの負担軽減を図るものでございます。

続きまして、目2児童措置費、説明欄の放課後児童クラブ整備事業補助金として予定しておりました1,664万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは市内吉田にございますたけのこ保育園の敷地内に放課後児童クラブの専用施設を整備し、現在村田小学校内で行っております放課後児童クラブを移転する予定でございました。しかし保育需要の増加から、定員増に対応するため、来年度たけのこ保育園の園舎を同敷地内に新たに創設することから、これまで使用していた保育園舎を改修し、放課後児童クラブの施設として活用することとなりました。よって、本年度の施設整備は見送りとなるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど説明いただきました21ページの歳出の件で、保育体制強化事業というので、保育士さんの負担軽減ということでありまして、布団の上げ下げとか、簡単な作業だと思うのですけれども、これは大体何名ぐらい作業していただけるのかということと、あとその資格等何かあれば、それも聞きたいなと思いました。あと、内容をもうちょっと詳しく、作業サポートの内容をお聞かせ願えればと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） ご説明いたします。

人数の制限というのがあるわけではございませんで、実はそれぞれの園の考え方で、資格のない方、子育て経験者とかの資格のない方をご採用いただきまして、その賃金につきまして、私どものほうで補助を差し上げるというような内容でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 作業内容は、では先ほど聞いたような布団の上げ下げとか、子供に直接かかわる、子供たちに直接触れるような作業というのはないわけで、それで資格要らないということで。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 申しあげましたとおり、委員さんもおっしゃったとおりでございまして、そのほかには遊ぶ場所等の消毒とか清掃、それから遊具の消毒等も含まれますが、おっしゃるとおりお子様に直接接しないというようなところで考えているところでございます。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これはどういう背景で国が金を出してきているのかということと、あと待機児童がふえています。それとの関係で、園のほうではなかなか拡張とか増員はできないということとの関係、どうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 背景についてお答え申し上げます。

いかんせん、保育士さんのお仕事というのは大変なお仕事でございまして、お子様にかかわる部分、保護者の方とのかかわり部分、相当ございます。その中でも少しでも負担軽減を図ることで、保育士さんたちの離職防止、あとは若い人たちにもどんどん保育士の仕事を、資格を取った以上は働いていただきたいと、そういうことから、こういう保育体制強化事業ということで採用されてきたものでございます。

また、待機児童との兼ね合いでございますけれども、今申し上げましたとおり、保育士さんたちの負担軽減ということは、保育士として働こうという意欲にもつながることです。保育士さんがいないことでお子様を受け入れられないよと、そういう事態にならないためにも有効な事業であるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 済みません、今のあれで、これ市内の全保育所に、この今言った保育園の保育強化、強化事業というのは、スパンというか、援助するわけですか、申し出があれば。19あるかな、今どのぐらいあるのかな。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） もし採用していただいて、それぞれの園が採用してやりますよとおっしゃっていただければ、何としてでもお断りすることなく、援助していきたいと、支援していきたいというふうに考えております。ただ現状では5施設、この後ふえてくるかと思えますけれども、いかんせん、先ほど申し上げましたとおり、保育士さんの負担軽減と、それによって待機児童もふやさないという方向づけのためのものでございますので、何とか頑張って支援はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 今言われたのは5施設ということですが、これは市内には19、18ぐらいの保育所があると思うのですけれども、それはもう5施設と決まっている話なのですか、それともこれからこういう話をして、そういうことをやりたいと手を挙げたら、その部分は認めていただけるという考え方でいいのですか、これ、お願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 現在認定こども園も含めまして、筑西市内には25施設ございまして、いかんせんそういう周辺業務を担っていただけるような人材も、園としては発掘しなければならないというところもございますので、なかなかきつと難しいのではないかと思います。ただ頑張って予定したいよとやってきたところが、手を挙げてきたところがございまして、今回補正をお願いするものでございまして、今後もこういうふうに採用していきたいということで園のほうから申し出があれば、どんどん支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） はい。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

次に、植木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 障がい福祉課、植木と申します。座ったまま説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○障がい福祉課長（植木克則君） それでは、議案第104号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、6 ページをお開き願います。第2表の債務負担行為補正でございます。下から3行目、事項欄、地域生活支援事業委託につきましては、事前に契約を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉補助金、説明欄9の地域生活支援事業費等補助金118万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。事業内容等につきましては、歳出の中でご説明いたします。

18ページ、19ページをお開き願います。3の歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害福祉費、節13委託料、説明欄の地域生活支援事業、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料237万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは障害者総合支援法及び児童福祉法の改正並びに障害福祉サービスの報酬改定が、平成30年4月に施行されることに伴いまして、市の障害者総合支援システムの改修に必要な経費でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

では次に、井川高齢福祉課長、願います。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） 高齢福祉課、井川です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） 議案第104号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。下から2行目、事項欄、生活管理指導事業委託から次のページ2行目、愛の定期便事業委託までの4事業につきましては、高齢者の在宅福祉サービス事業で、これらにつきましては、事前に契約を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節28繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金313万2,000円の増額補正をお願いするものでござい

ます。これにつきましては、介護保険制度運用等に必要なシステム整備事業に係るシステム改修費でございます。

同じく説明欄、老人福祉施設維持事業87万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これはことぶき荘老人ホームを民間に移譲するに当たり、用地測量及び不動産、土地評価鑑定に係る委託費用でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） ことぶき荘を民間へ移譲するまでのそのスケジュールを教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 井川課長。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） これからの予定についてご説明いたします。

これまでに介護保険等運営協議会の中で、平成30年からの第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画に、ことぶき荘老人ホームの民営化について承認をいただきました。今回の補正予算の議決をいただきました後に、土地、建物の測量及び評価鑑定の委託を実施させていただきまして、民間譲渡の方針のほうを決定したいと考えています。平成30年4月に受託事業者の公募を行いたいと考えております。その結果を踏まえまして、6月または9月の議会に、ことぶき荘老人ホーム民間移譲に関する議案の提出を予定しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員、よろしいですか。

○委員（藤澤和成君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 7ページ頭の緊急通報装置の設置、撤去委託なのですが、機械そのものは市で購入するわけですね。それで後は設置、撤去というのは、それだけは業者に頼むということなのでしょうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 井川課長。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） お答えいたします。

緊急通報装置のほうを購入いたしまして、事業者のほうに申請依頼があった方について、いつ設置に伺うとか、それから独居を解消された方等の撤去について申請がありましたら、その方のところからいつ撤去するかというのは、事業所のほうに委託をさせていただいて、実施していただいております。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

次に、渡邊ことぶき荘老人ホーム長。

○ことぶき荘老人ホーム長（渡邊道記君） ことぶき荘老人ホームの渡邊です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○ことぶき荘老人ホーム長（渡邊道記君） 議案第104号のうち、ことぶき荘老人ホーム所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。7 ページ、表の3行目、事項欄、ことぶき荘老人ホーム夜間管理委託、次の行、事項欄、ことぶき荘老人ホーム栄養管理委託、次の行、事項欄、ことぶき荘老人ホーム調理業務委託、次の行、事項欄、ことぶき荘老人ホーム支援業務委託、以上4件につきましては、事前の契約が必要なことから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終了いたします。

次に、宮田介護保険課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護保険課、宮田でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） 説明願います。

○介護保険課長（宮田勝人君） 議案第104号のうち、介護保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄、介護保険システム整備費補助金241万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険法の改正によります介護保険システムの改修費用に係る国庫補助金でございます。

続きまして、同じく款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、説明欄、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金367万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、高齢者施設に対するスプリンクラー整備事業に係る補助金であります。詳細については歳出でご説明いたします。

次に、18、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、説明欄、地域介護福祉空間整備等施設整備事業367万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

これは先ほど歳入のところでご説明申し上げました高齢者施設に対するスプリンクラー整備事業に係る補助金でございます。対象施設は、宿泊サービスを実施しておりますデイサービス事業所で、筑西市藤ヶ谷1763番地10、地域密着型通所介護事業所「デイサービス野ばらハッピータイム」でございます。この事業は、平成30年3月までに自力で避難することが困難な人が多く入所、または宿泊する高齢者施設等にスプリンクラーの設置が義務づけられており、より安全に施設運営を図るためにスプリンクラー設置に係る経費に対し補助金を交付するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ちょっとお聞きしたいだけなのですが、わからないので教えていただきたいのですが、このスプリンクラーというものの具体的な形というか、使い方を教えていただきたいのと、何台ぐらい、これこの予算で設置できるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 今回のこのスプリンクラーのタイプでございますが、通常こういう設置されています火災、熱によって水が出るというタイプでございます。何台というよりも、その施設の大きさに応じて補助金の算定基準がございますので、その施設分という、1施設分という考え方でお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 前にご説明いただいたときに、自力で逃げるようにするものという説明があったような、私の記憶の中ではあるのですが、こういったものではなくて、何か逃げるための装置なのかなと思ったのですが、そういうわけではなくて、何か危険が起きたときに警告というか、してくれるような装置ということですね、装置の内容としては。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） スプリンクラーの設備の後、あわせて消防署等へ通報する、そういう通報装置というのがセットになってございます。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

続いて、議案第105号「平成29年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

それでは、医療保険課から説明を願います。

赤城医療保険課長。

○医療保険課長（赤城俊子君） 医療保険課の赤城でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○医療保険課長（赤城俊子君） 議案第105号「平成29年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。平成30年度の事務事業のうち、事項欄、国民健康保険税コンビニ収納委託、国民健康保険税公金収納情報データ化委託、特定健康診査受診券等印刷・封入封緘委託の3件につきましては、事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳入でございます。款11項1繰越金、目2その他繰越金、説明欄の1、前年度繰越金9,492万円の増額補正をお願いするものでございます。これは今回の補正予算に伴う財源調整のために、前年度繰越金から増額補正をお願いするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款4項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金、説明欄、前期高齢者納付事業470万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは前期高齢者納付金額の確定に伴う増額補正でございます。

次に、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、説明欄の償還金9,021万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは平成28年度の療養給付費負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金の実績額確定に伴う精算による返還金でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

これより議案第105号の採決をいたします。

議案第105号「平成29年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第106号「平成29年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

続けて、赤城医療保険課長、説明をお願いします。

○医療保険課長（赤城俊子君） よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

議案第106号「平成29年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。平成30年度の事務事業のうち、事項欄、長寿健康診査受診券等印刷・封入封緘委託、後期高齢者医療保険料コンビニ収納委託、後期高齢者医療保険料公金収納情報データ化委託の3件につきましては、事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳入でございます。款5諸収入、項5目1雑入、説明欄の1、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金2,420万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは平成28年度における後期高齢者医療給付費負担金の確定に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合からの返還金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、説明欄、一般会計繰出金2,420万8,000円の増額補正でございます。これは歳入でもご説明いたしましたが、平成28年度における後期高齢者医療給付費負担金の確定に伴う歳入を一般会計に繰り出

すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

これより議案第106号の採決をいたします。

議案第106号「平成29年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第109号「平成29年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査願います。

それでは、介護保険課から説明を願います。

宮田介護保険課長、よろしく願います。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護保険課の宮田でございます。よろしく願います。

議案第109号「平成29年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。事項欄、介護保険料コンビニ収納委託、介護保険料公金収納情報データ化委託につきましては、介護保険料の収納に係る委託事業でございます。続きまして、介護用品（紙おむつ）支給委託から、介護予防普及啓発事業委託までの6事業につきましては、高齢者の在宅支援サービス及び介護予防等に係る委託事業であります。これらにつきましては、事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節2事業費繰入金313万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険法の改正に伴いまして、介護保険システム等の改修費用の繰り入れによるものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項2目1賦課徴収費、節13委託料313万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、認定更新、有効期間の上限の延長など、介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日からの改正内容に対応するための介護保険システムの改修費用でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） 1点だけ、済みません、6ページなのですけれども、高齢者配食サービスと下から2行目の配食サービスはどう違うのですか。

以上、1点だけ。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） これにつきましては、担当課が高齢福祉課になりますので、ちょっと。

○委員長（大嶋 茂君） では、井川課長、お願いします。

○高齢福祉課長（井川千恵子君） お答えいたします。

4段目の高齢者配食サービス委託につきましては、高齢福祉課が所管しておりまして、その下の配食サービス委託につきましては、地域包括支援センターのほうで、平成29年4月から総合事業が開始されたことによりまして、介護認定の要支援と総合事業の該当者が配食サービス委託で実施しておりまして、それ以外の方、介護の方に関しては高齢者配食サービスのほうで支出をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

○委員（藤澤和成君） よくわかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） さっきのシステム改修について、議決に余り直接関係ないので、わかれば部長のほうでも結構なのですが、いろいろな課からこのシステム改修の補正ということで上がってきていますが、これは課ごとにいろいろなシステム改修があるのですが、これは同じ業者さんが一括で改修するのか、それとも課ごとに頼んでいるのか、また上級官庁からいろいろな改正が出てきたときに、いつも本当に毎各議会で出てくると思うのですが、消費税が上がったり、そういうシステム改修というのはどういった業者さんに頼んでいて、例えばの話、これは前にも議会で言ったことあるのですが、電算得意な、そういう課がないですから無理なのですが、職員さんではなかなかシステム変更というのは難しいのでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっとこれ総合的な質問になってしまうのですが、部長、いいですか。

○保健福祉部長（中澤忠義君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、システム改修ですけれども、役所全体の根幹システム、TKCをお願いしている部分については、基本的にやるものはTKCをお願いすることになっていると思います。今回生活保護システムについては独自システムを用いていまして、介護保険も独自システムを用いていまして、それぞれ独自システムの場合には、現在お願いしている、そういうシステム会社のほうに改修をお願いしているのが実態でございます。

（「課ごとに」と呼ぶ者あり）

○保健福祉部長（中澤忠義君） （続）これは課ごとというより、システムごとという。

そして、市の職員が改修できるかということですが、現在情報政策課が担っている仕事ですけれども、ここのシステムの改修までは踏み込んでいないのが実態だと思います。ですので、なかなか対応は難しいのかなと。申しわけありません、情報政策課に確認したわけではございませんけれども、そういうようにやられているよう思います。

以上でございます。

〔全体的に……〕と呼ぶ者あり)

○保健福祉部長(中澤忠義君) (続) 済みません、介護はTKCということでございます。生活保護は別の会社で行っております。

○委員(田中隆徳君) わかりました。

○委員長(大嶋 茂君) では、質疑を終了いたします。

これより議案第109号の採決をいたします。

議案第109号「平成29年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大嶋 茂君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第110号「平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」について審査願います。

それでは、地域包括支援センターから説明をお願いします。

岡本課長、よろしくお願いします。

○地域包括支援センター長(岡本はるみ君) 地域包括支援センター、岡本です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第110号「平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。平成30年度の事務事業のうち、事項欄、予防給付ケアマネジメント委託、介護予防プラン作成委託は、事前に契約が必要なことから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入でございます。款1 サービス収入、項4 総合事業ケアマネジメント給付費収入、目1 介護予防ケアマネジメント計画費収入、説明欄、介護予防ケアマネジメント計画費収入689万2,000円の増額補正をお願いするものです。これにつきましては、介護予防ケアマネジメント作成費の審査支払い業務のシステムが変更となり、国保連合会経由となったために、予算項目を組み替えたものでございます。

次に、14、15ページをお開きください。歳出でございます。款1 介護サービス事業費、項1 居宅介護サービス事業費、目2 居宅介護支援事業費、説明欄、介護予防プラン作成委託料689万2,000円の増額補正をお願いするものです。これにつきましては、国保連合会から支払われる介護予防ケアマネジメント作成費を委託しております居宅介護支援事業所に支払うものでございます。

以上が介護サービス事業特別会計の補正予算でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(大嶋 茂君) 質疑を願います。

三浦委員。

○委員(三浦 譲君) 新しい項目をつくったということで、制度が変わったようですけども、ケアマネジメント計画費収入として、国保連合会から入ってくるという仕組みというのはどういうことなのですか。

か。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 三浦委員さんの質問にお答えいたします。

国保連合会から入ってくる仕組みというのは、介護保険サービスに当たりましては、それぞれ各いろいろなさまざまな事業所がございます。通所だったり、訪問だったり、それから施設だったりいたします。そちらの事業所が国保連合会にサービス費とかの支払いの請求を出します。国保連合会でその内容の精査をいたしまして、それを市に請求をしてきます。そうすると、市は国保連合会に対してその支払いをし、国保連合会はおのこの事業者に対して請求額を支払うというふうな仕組みになっております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 後期高齢医療ではなく、介護のほうでその医療分を見ているということになるわけですか。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） お答えいたします。

後期高齢ではなく介護として、介護の方でそれを行っております。ですので、これはサービス費なので、医療ではございません。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい、いいです。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終了いたします。

これより議案第110号の採決をいたします。

議案第110号「平成29年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

では、暫時休憩します。

〔保健福祉部退室。市民病院入室〕

休 憩 午前11時 9分

再 開 午前11時19分

○委員長（大嶋 茂君） では、始めたいと思います。

それでは、次に、市民病院の所管の審査に入ります。

議案第112号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」のうち、市民病院所管の補正について審査願います。

それでは、病院総務課から説明をお願いします。

上村病院総務課長、お願いします。

○病院総務課長（上村好夫君） 市民病院総務課長の上村でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明願います。

○病院総務課長（上村好夫君） 議案第112号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

まず、第1条、平成29年度筑西市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

続きまして、第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。市民病院分3件の委託につきまして、事前の契約を必要とすることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

初めに、浄化槽維持管理委託でございます。病院内の汚水浄化槽の処理施設の維持管理業務を委託するもので、平成30年度の限度額を166万5,000円とするものでございます。次に、医療事務委託でございます。病院の外來クラーク業務、入院業務、会計窓口業務、カルテ管理業務、夜間の急患受け付け業務などの医療事務関連業務を一括委託するもので、平成30年度の限度額を5,400万円とするものでございます。

続きまして、SPDシステム管理業務委託でございます。病院が使用する診療材料や事務消耗品などの物品を発注から在庫管理、そして払い出しまでを一括管理するもので、平成30年度の限度額を648万円とするものでございます。

以上、市民病院に係る病院事業会計の補正予算でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） SPDシステムなのですけれども、この委託で648万円というのは、要するに物を動かすための事務的な手続を委託しているということだと思っておりますが、そういうふうに理解していいですか、物品まで運ぶということなのかどうか。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） お答えいたします。

SPDのシステムにつきましては、院内に係る診療材料やその他事務用消耗品、それらの購入、在庫管理を一括管理するものでございまして、払い出しから支払い、その他全てのことを一括管理するようなシステムでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、別に運送的な部分はないわけだから、手続上のことだと思っておりますけれども、手続も電話だとか、あとパソコンとかでやれるものだと思っておりますが、これの積算はどういうふうにするのですか、1件幾らとか、あと種目で違うとか、いろいろあるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） お答えいたします。

全体の予算でございまして、SPD管理している職員が3名ほどおりまして、そちらの人件費と、その他もろもろの経費を含めまして算出してございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 3名必要だということは、市民病院に在駐してやっているということなのでしょうか。それと、非常にその仕事量が多いということなのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） お答えいたします。

常勤のほうで2名在駐しております。1名につきましては不定期で来ていただいております。仕事量につきましては、各病棟、外来、急患室、事務室、そちらのほうの物品が足りなくなったときの補充、その他購入、その他いろいろやっておりますので、2名の職員で対応しております。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

これより議案第112号の採決をいたします。

議案第112号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、執行部の市民病院から教育委員会への入れかえをお願いいたします。

〔市民病院退室。教育委員会入室〕

○委員長（大嶋 茂君） それでは、次に、教育委員会所管の審査に入ります。

議案第95号「筑西市体育施設における指定管理者の指定について」審査願います。

その前に、資料の提供が求められておりますので、ここで配付したいと思います。

〔資料配付〕

○委員長（大嶋 茂君） 議案第95号については、指定管理者制度に関する議案であるため、公共施設の適正配置を主管している小野塚行政改革推進課長にも出席願っております。

それでは、スポーツ振興課から説明を願います。

廣瀬スポーツ振興課長。

○教育部長（柴 武司君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

議案第95号「筑西市体育施設における指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。地方自治法第

244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設でございますが、2ページをお開き願います。別表に記載しておりますように、下館総合体育館ほか22施設でございますが、屋外施設が11施設、屋内施設が12施設でございます。

次に、1ページをごらん願います。2、指定管理者の名称はミズノグループでございます。代表構成員は、大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号、美津濃株式会社、代表取締役、水野明人。構成員は、大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号、ミズノスポーツサービス株式会社、代表取締役、田中勝次でございます。

次に、3、指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、2枚目をごらん願います。参考として、筑西市体育施設の指定管理業務に係る仮協定でございます。この仮協定までの経緯でございますが、本年第2回市議会定例会において、指定管理者制度の導入に向けての関係条例の改正の議決をいただき、その後、7月26日から募集要項等を市ホームページにて公表いたしました。お手元の資料1、指定管理委託料の算出資料をごらん願います。指定管理委託料の上限の積算については、平成26年から28年度の過去3年間の体育施設に係る維持管理経費の歳出と使用料収入等の歳入の収支から人件費を除く1年当たりの指定管理委託料の基礎となる額を算出し、これに現在の施設状況を考慮した今後の修繕料の増加見込み額などを加えたものでございます。人件費を除く指定管理料の上限を1年当たり約9,000万円、5年で約4億5,000万円と設定して公表いたしました。この額に、公表していなかった人件費の見込み額として、1年当たり約5,700万円、5年で約2億8,700万円を加えた合計7億4,000万円が、指定管理委託料の見込みとなるものでございます。

これにより、一般公募で指定管理者を募集したところ、6者から応募がございました。これに対し、筑西市体育施設における指定管理候補者としての選定のための書類審査による1次審査を行い、上位3者を1次審査通過団体といたしました。この3者に対してプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を実施いたしました。その採点方法につきましては、お手元の資料2をごらんください。

まず初めに、第1次審査の採点方法について説明させていただきます。上段1、第1次審査採点表の項目が3つございます。各審査項目について説明いたしますと、1、事業計画による施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであることの配点は10点で、提案について評価いたします。次に、2、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、収支予算の内容が管理運営に係る経費の縮減が図られるものであることの配点は80点で、提案について評価いたします。最後に3、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであることの配点は10点で、提案について評価いたします。以上3項目、合計100点の配点となります。

続きまして、第2次審査の採点方法について説明させていただきます。下段2、第2次審査採点表の項目が3つございます。各審査項目について説明いたしますと、1、事業計画書全体を通しての評価の配点は10点で、提案について評価いたします。次に2、施設の運営面に対する評価の配点は25点で、提案について評価いたします。最後に3、施設の維持管理面に対する評価の配点は15点で、提案について評価いたします。

以上3項目、合計50点の配点となります。

このように、1次審査の書類審査、2次審査のプレゼンテーション審査を行い、委員の皆様の採点結果をもとに、第2次審査終了後に指定管理候補者選考会議を開催いたしました。その中で、合計得点の最も高かったミズノグループを指定管理者候補として選定し、11月10日に仮契約を締結したものでございます。指定管理料の上限額は5年間で税込み6億9,386万円でございます。

ここで、参考までに、資料1の裏面をごらんいただきたいと存じます。指定管理委託料の見込み額として市が算出した金額7億4,400万円に対しまして、ミズノグループから提示された金額が6億9,386万円でございます。その差約5,000万円、1年当たり約1,000万円の経費削減となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） 本会議で質疑なんかもあったので、それはそれでいいのですけれども、この採点表とか、そのミズノさんとの協議の中で、地元の企業さんとの連携とかについては、何か経過の中でお話があったのかということと、それからどんなふうな連携を考えていらっしゃるかということをお聞かせいただけますか。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

募集要項等に一応地元企業を使っていたらいいというような要項等に一文を入れまして、ミズノさんからは、一応地元企業を優先的に使うということで、提案書の中に提案を受けております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） 例えば、それは物品だとか人員だとか、いろいろな分野に及ぶのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

施設等の維持管理及び修繕、清掃、あと植栽、警備委託、そういうものは市内の業者の再委託を優先するというようなお話を提案書からいただいております。また、職員の雇用ですけど、提案書によりまして、地元の人間を採用したいというふうに提案書にうたわれております。

以上でございます。

○委員（藤澤和成君） わかりました。以上です。ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 管理料と人件費の算出なのですが、過去3年間ということで、この資料である程度細かいことがわかるのですけれども、この施設運営するに当たっての経費ですか、その必要な経費はどこから使うかということで、最終的に委託管理料の中から全部その経費は使われるのか、それとも委託管理料プラス利用者のほうから上がってきた利用料、そこから運営費のほうに回すのか、もしくは全てその運営費の部分を使って施設管理とか、そういったものに使うのかということが一つと、あと、この間説明いただいたときに、ミズノさんのさまざまな今後の計画というのですか、こういったことができますよと

いう話を聞いたのですけれども、そこで例えば大きなイベントをやって、上がった収益、その収益は事業者さんの収益になるのか、今後どういうふうな決まりになっているのか、もう決まっているのか、もし決まっていれば教えていただきたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

ミズノさんの提案によりますと、収益、増額になった分に対しては、スポーツ施設等に還元するというふうな提案をいただいております。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。それはわかりました。

ちょっと戻ってしまう質問なのですが、最初の説明会と、あと募集、現地見学ですか、24業者と18業者ということで、名前は出せないという話を伺ったのですが、本当にポイントだけでいいのですけれども、どういった業者が参加したかというその業種、名前は言わなくても業種をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

24者の説明会に来ましたのは、スポーツメーカー、イベント会社、警備会社、地元の造園業者、あと地元のスポーツ店などでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員、最後です。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。この審査表の配点で80点という一番大きなもの、点数の部分なのですけれども、施設の効用を最大限に発揮させるということと、経費の縮減を図られるものというふうに、これに80ポイントの配点があるのですけれども、この2位と1位の差というのが、たしか109と98で、11ポイントぐらいの差だと思うのですが、最終的にその決定的なミズノさんに決まった理由というのだけお聞かせ願えればと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） ミズノさんに決まった一番の大きい理由としまして、当該施設を管理者として、施設の運営の基本方針、経営方針等が明確にされ、利用サービスの向上に創意工夫が見られ、多くの市民が集う健康、交流づくりの拠点として利用者の利便性を高めるとともに、利用者増加を図る提案がありました。また、維持管理についても地元業者と連携するなど、適正な対応ができる業者ということで選定をしました。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 維持管理についてちょっとお伺いしたいと思います。特に芝生の施設についてちょっとお聞きしたいのですが、現行と比べてこの指定管理されたときに、特に使っているのはスポーツ少

年団かと思うのですが、そういった例えば、この時期に試合があるので、大会があるので刈っていただきたいと、芝生伸びてきますから。その業者さんの維持管理の都合ではなくて、例えばその少年団やら大会の主催者、事業者のほうから要望があったときに、窓口、どこにお願いに行けばいいのかということと、それと逆に言うと、その要望が、こういう日にちにちょっとやっていただきたいのだと、伸びたからやっていただきたいのだということがかなうのかどうか。

それと、もっと極端に言いますと、場所によってはボランティア、保護者の方が除草なんかをやっている場所もあるかと思うのですが、そういったことが維持管理上、もう指定管理になってしまうので、ミズノさんから言わせると、ちょっと一般の人はお断りしますというような、ボランティアがかなわなくなってしまうのかという懸念、それちょっとお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

そういう要望受け付けの窓口等は、これからミズノさんになると思いますが、今までと同じようにやっていただくという考えでおります。あと、ボランティア関係ですけれども、これから指定管理の承認を受けた後に、今度はミズノさんと細かい打ち合わせをしますもので、その中でミズノさんに要望していきたいというふうに考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 3回しかないのですが、ちょっと明確にお答え願いたいのですけれども、ミズノさんが窓口というのですけれども、大阪まで行けないではないですか、保護者の人が。だからどこでこの受け付けをやるのだというのをちょっと教えていただきたいのと、逆に言うと、ミズノさんと言われればそれまでなのですけれども、どこでそういう少年団の窓口、要望を受けるのかということと、これからミズノさんに一般の方のボランティアというのですが、今ちょっと答弁漏れがあったのでお願いしたいのですが、それがこちらのスポーツ少年団の要望でやっていただけるのですかということと、今ちょっと答弁漏れしていたのをお願いしたいのと、逆にその指定管理が変わるということで、今度少年団のほうのアナウンス、こういうふうな指定管理になるので、今度の要望は行政ではなくて、こういう例えば体育館になるのかどこなのか、明確にその広報をしておかないと、どこに相談していいのかわからなくなってしまう、保護者の方が。そういった広報をどう考えているのか、まずそれをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

（「では、私のほうでよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では。

○教育部長（柴 武司君） これから、来年の4月から指定管理者になるわけですが、指定管理者の人員、配置も決まりまして、今の下館総合体育館にも常駐、あそこに事務室が設置されます。そのほか3地区にも各核となる施設に最低でも1名は常駐ということでございますので、まず受付、またはそういう相談、要望等につきましては、それぞれの指定管理者が配置されています窓口がございますので、まずそこに要望なりご意見を言ってもらおう。ただ、それでもなかなか調整がつかないというときには、当然今のスポーツ振興課という組織も残りますので、その残った組織の人がミズノグループと今度は調整をす

るといふようなことで、随時要望等、また受け付け業務の中で相談をとっていくという体制をとってまいりたいと。

施設の管理上、来週大会があるので芝が伸びてきたので刈ってほしいとか、あと整地してほしいとか、そういう要望もこれからあるかと思いますが、これについては今現在もそのような形で要望を聞いて、予算もございしますが、できるだけ要望に応えるように対応しているところではございますが、指定管理制度が導入されても、それは今後とも続いて要望をできるだけかなえていくと、ただ予算もありますので、全てが要望どおりいくということではないかと思いますが、できるだけ要望をかなえていくという方向で調整をしていきたいというふうに考えております。

(「ボランティア」と呼ぶ者あり)

○**教育部長(柴 武司君)** (続) ボランティアの受け入れ、これについては、基本的にやはり地域の施設、皆さんが使っていただく施設でございますので、ボランティア等も今まで以上に参加していただければ本当にありがたいなと思っております。ボランティアを排除するなんていうことはまず考えづらいので、これについても今の現状をよく、これから本協定を結ぶわけではございますので、担当のほうから現状をつないでいって、よく対応していただきたいというふうに考えております。

周知等につきましても、今回議会で議決をいただいた後、これから本協定締結に向けて詳細な打ち合わせをしていく中で、4月からでございますので、その前にはこれから変わる点等については、広報していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**委員長(大嶋 茂君)** 田中委員。

○**委員(田中隆徳君)** ありがとうございます。経費削減ということはよいことなのだろうとは思いますが、一番懸念するのは、これ指定管理が長いですから、ですから初年度からクレームが来てはしようがないと思いますし、今までの現行よりは管理がお粗末になってしまったということでは、本末転倒なのかということをお聞きしますので、やはり民間になってよかったと言われるように、プロが今度やるわけですから、よりよい施設になるように、それはあくまでも指定管理になったからということではなくて、このスポーツ振興課のほうで窓口、ちょっとあっちへ行ってくださいということではなくて、やはり仲介に入っていただいて、その少年団やら何やらの相談があったときは、そういう形でまた広報のほう、こういうところで要望聞くからということの広報は、ぜひアナウンスはしっかりお願いしたいと思います。これは要望です。よろしく願いいたします。

○**委員長(大嶋 茂君)** 三浦委員。

○**委員(三浦 譲君)** 地元の人とか業者を優先的に活用するということでしたけれども、結局契約は市とミズノが行うという形になって、再下請に出す場合は、ミズノと個人とか業者になるわけです。そうすると、その契約の内容、例えば単価だとか時給だとかといった部分は、市のほうではもうタッチできなくなるわけです。その部分を、このミズノは大手ですから、なかなかそういう交渉にはたけていると思うので、そういうことで心配するのは、地元の人たち、業者を優先するけれども、今までよりはずっと受け取り額が少なくなってしまうということなのです。極力そういうのは、地元にとっては、ミズノにはプラ

スでも地元にはマイナスですので、その辺をどういうふうに考えるかというところなのです。これからいろいろ話し合いもまだ続くようなので、その辺を市の構えをまずお聞きしたいということが1点です。

それから、人員配置は、提案と現在を比べるとどの程度変わるのか、場所によっても変わるだろうと思うのですが、その辺変わる部分を教えてもらいたいということです。

もう一つは、プロポーザルをやったわけです。これは行政改革推進課のほうの担当になるのかなと思うのですが、プロポーザルの中でさまざまな施設をどう活用するかというところがあると思いますが、現在余り活用されていない部分をどう底上げして活用して、市民の利便性に供するかというところが非常に大事なところだと思うのですが、その辺でプロポーザルの内容はどういうところがあつたかというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 廣瀬課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） お答えいたします。

ミズノと業者との契約でございますが、一応ミズノさんには、地元の業者から、契約するとき不満が出ないようにというようなお話をさせていただいております。

あと、人員配置でございますが、現在は下館体育館におきましては、指定管理分といたしまして、職員が6名、あと嘱託1名、臨時職員2名、関城地区が臨時が3名、明野地区が臨時1名、協和地区が臨時1名となっております。提案者からいきますと、下館地区に常勤が4名、非常勤が7名、関城地区が常勤が1名、非常勤が2名、明野地区が常勤が1名、非常勤が2名、協和地区が常勤が1名、非常勤が3名、全部で提案者のほうは21名、市のほうが14名の人員となっております。

（「あと、施設の底上げ提案、活用部分です」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、部長。

○教育部長（柴 武司君） 確かに23施設の中には利用率の低い、これからどんどん利用率を向上できるような施設もございますので、現在は利用率の低いところにつきましても、今回ミズノグループからの提案の中には、やはりトレーニングジムの機器の入れかえとか、そういうトレーニング専門の指導者を配置してのトレーニングジムの利用者の増、それから各施設での教室等の開催等を実施して、それを通して稼働率の増を図っていくというような提案を受けておりますので、それに期待をしているところでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず1点は、地元優先というところなのですが、先ほど不満が出ないようにするというミズノ側の話というので、これは大変ありがたい話だと思うのですが、簡単にいうと、そういうことだと思うのですが、もう少し詳しくその辺のミズノの考え方を教えてもらえれば、もっといいかなと思います。

それから、新しい取り組み内容では、実際にきちんとそれが履行されるのかどうかという部分なのですが、ミズノにしてもお金がかかるだろうし、実情を把握しながら取り組まなくてはならないのではないかなと思うのです、いきなり始めるということではなくて。その辺のやり方というのは、実際どういうふうになるのですか、そのままのみにしていいのかどうかという部分があるのですが。

○委員長（大嶋 茂君） 部長、お願いします。

○教育部長（柴 武司君） 今の時点では提案ということでございますので、それが実際に実施をしてくれるかどうかという話かと思いますが、今回指定管理候補者となっていますミズノグループ、全国的にも、筑西市で今回お願いしましたように、さまざまな施設を一括して指定管理を受けているという業者でもございますし、その実現性が高いものと、信頼性はあるものというふうに判断をしております。ただ、今後5年間という中で、提案を受けたものが確実に履行されているのか、また提案を受けたよりサービスが低下しているかどうかというものについては、指定管理者全てなのですけれども、毎月毎月モニタリングということで、担当課のほうで調査を、報告書を出していただいて、それに対する評価をしております。苦情等もありましたらば、それに対応する方法とか、対応した結果とか、全てうちのほうで報告書に基づいて指導、助言をしておりますので、こちら辺については、実際提案に基づいてやっているかどうか把握しながら指導していく、確認をしながら進めていくということでございます。

これについては、もし提案が大きき効果がないとか、提案どおりやってもらえないというような部分には、契約の解除という項目もございますので、そのような形で対応していきたいというふうに考えております。

（「あと地元の……」と呼ぶ者あり）

○教育部長（柴 武司君） （続）今の段階では、提案の中では、やはり市内の地元業者を優先と、市外からこれまで購入していたもの等についても、できる限り見積もり合わせなどをして、市内業者に移行していくという提案を受けております。ただその契約金額、条件等につきましては、あくまでも指定管理者のミズノグループとそれぞれの業者、発注しようとする業者との今度は民間同士の契約条項になっておりますので、余り市のほうでここと契約幾らということになりますと、これは根本的におかしくなっております。市のほうは基本的にはそれについては口出しをしないということでございます。あくまでも民間と民間の契約条項ということで考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 担当の行政改革推進課の小野塚課長が来ていますので、ちょっと説明、その点でお願いします。

○委員（三浦 譲君） その前にちょっと補足質問するのですが……。

○委員長（大嶋 茂君） 3回やったので。

小野塚課長、ちょっと説明してください。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） 委託業者の件でよろしいですか。まず、委託業者の件については、再三市場調査、昨年度も実施しました。一番気になるところでございますので、こちらでも市場調査のとき、今回のプロポーザルのときで、相手方に投げかけております。ミズノグループとしましては、今回決まった民間契約になって、あとミズノのブランドというものもある。その価値を、民間契約になったときの相手方の業者との交渉で、どれぐらいの価値を見出していただけなのかというのがありますし、あと市の業務だけでなく、ミズノグループとしてのプラスアルファもどれだけ提示できるのか、これは残念ながらこちらが問いかけましても、向こうの契約上のことなので、細かいことは説明いただけませんでしたけれども、少なからず譲れないのは、民間業者に優先するからといって、民間業者から不満が出るような状

況は、特に新年度から、4月1日から契約するに当たって、指定の議決をいただいた後は、業者との交渉に入っていく、営業ですね、そういう中で地元から不満の声が絶対に上がらないことでは言っておりますし、また今度打ち合わせもやりますので、そのときにも言っていく用意はありますので。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 絶対不満が出ないようにというふうに言ったのですか。

○行政改革推進課長（小野塚直樹君） そこは再三機会あるごとに、またこれからもミズノグループとしては、この提案の中で総括責任者、副総括責任者、地元アパートを2世帯用意します。ただミズノの人事は、指定の議決が決まらないので、誰とはまだ決まらなすけれども、その総括責任者が決まれば、詳細な引き継ぎの打ち合わせ、先ほど教育部長がおっしゃった、そういう場も設けられます。その中でまた地元業者については、その機会あるごとに要望ということで伝える用意はございますので。

○委員長（大嶋 茂君） では、そういうことで、質疑を終了といたします。

これより議案第95号の採決をいたします。

議案第95号「筑西市体育施設における指定管理者の指定について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について説明を願います。

それでは、学務課からお願いします。

飯山学務課長、お願いします。

○学務課長（飯山正幸君） 学務課の飯山でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） 議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、学務課所管分についてご説明申し上げます。

申しわけございません。議案書6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正の追加でございます。上から4項目め、小中学校英語活動サポート委託、期間、平成30年度から31年度、限度額3,645万円に消費税及び地方消費税額を加算した額を限度額として追加するものでございます。その理由でございますが、平成32年度に小学校の外国語活動の教科化に伴う移行期間措置として、平成30年度、そして平成31年度の英語の授業時間数が大幅にふえることとなります。これに対応するため、現在9名いるALT、外語指導助手体制を増員するため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、申しわけございません。次ページ、8ページをお開き願います。中ほどとなります上から8項目め、真岡市義務教育委託でございます。平成30年度の当初から委託するに当たりまして、事前に契約等を行うことが必要であることから、限度額100万円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下、小学校教師用教科書・指導書購入でございます。これにつきましては、平成30年度に小学校の道徳が教科化されるため、これにあわせ指導書、教師用教科書を支給するために、477万

6,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額を限度額として債務負担行為をお願いするものがございます。

さらに、その下、中学校教師用教科書・指導書購入でございますが、これは平成28年度に教科書採択がえがございました。まだ未支給の複数年度の使用教科書、指導書を年度当初に支給すること必要があることから、176万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内を限度額とし、債務負担行為をお願いするものがございます。

続きまして、申しわけございません。14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。中ほどでございますが、款18項1寄附金、目10節1教育費寄附金に4万3,000円の増額補正をお願いするものがございます。これにつきましては、本年11月1日に下館陶芸クラブ様から4万3,220円の指定寄附がございましたので、増額補正をお願いするものがございます。

最後に、22ページ、23ページをお開き願います。歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目2小学校教育振興費、節18備品購入費、説明欄、小学校教育振興事業の備品購入費として4万4,000円の増額補正をお願いするものがございます。先ほど申しました下館陶芸クラブ様からいただいた指定寄附により、小学校に児童図書を購入するものがございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、星野明野幼稚園長、説明願います。

○明野幼稚園長（星野育代君） 明野幼稚園長の星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、第2表、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

6ページをお開きください。上から5項目め、明野幼稚園送迎バス運行委託、期間は平成30年4月1日から32年3月31日です。明野幼稚園送迎バス運行委託は、筑西市所有のバスで、その運行管理を業者に委託するものです。車両2台、2年間の長期契約を業者に委託するため、債務負担行為をお願いするものがございます。限度額は1,435万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内を限度といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、齊藤地域交流センター長。

○地域交流センター長（齊藤瑞留子君） 地域交流センターの齊藤です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○地域交流センター長（齊藤瑞留子君） 議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」、地域交流センター分についてご説明申し上げます。

第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。議案書の8ページ、下から7行目でございます。しもだて地域交流センターの受付案内、施設管理、建物衛生管理業務を平成30年度の当初から委託するに当たりまして、事前に契約等を行う必要があることから、限度額738万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。

次に、その下のしもだて地域交流センター夜間管理委託を年度の当初から委託するものに当たりまして、限度額276万1,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

次に、高島生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（高島雄二君） 生涯学習センターの高島です。よろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 説明願います。

○生涯学習センター長（高島雄二君） 議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、第2表から、生涯学習センター所管の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。下から5行目、関本・河内・黒子公民館管理委託、期間が平成30年度、限度額840万3,000円でございます。契約内容といたしましては、3公民館の昼間の貸し出し、施錠、清掃、除草作業等、また夜間の貸し出し及び施錠管理を委託するものでございます。平成30年度当初から業務委託となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、同じく8ページ、下から2行目、生涯学習センター管理委託、期間、平成30年度、限度額149万5,000円でございます。契約内容といたしましては、土・日・祝祭日の昼間の貸し出し及び施錠管理、また夜間の貸し出し及び施錠管理を委託するものでございます。平成30年度当初から業務委託となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

次に、日向明野公民館長。

○明野公民館長（日向裕次君） 明野公民館の日向です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 説明願います。

○明野公民館長（日向裕次君） 議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会地域交流センター明野公民館所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、22、23ページをお開き願います。款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、節15工事請負費、説明欄、明野公民館改修事業85万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。明野公民館大ホールを利用する方が、階段等で転倒や転落することを防止するため、屋外のホール前の階段に3カ所及び屋

内の客席入り口までのスロープに2カ所、合計5カ所の手すりを設置するものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。8ページをお開き願います。下から4行目でございます。事項、明野公民館夜間管理委託、期間、平成30年度、限度額138万1,000円でございます。内容といたしましては、午後5時から10時までの施設管理を委託するものでございます。平成30年4月1日からの業務を委託するため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 図書館のところで、前に転んだ事件がありましたけれども、それによってこうやって改善するのはいいと思うのです。類似の施設でほかも当然必要だろうと思うのですが、今回の予算はこれだけなのですが、ほかは大丈夫ということなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 日向課長。

○明野公民館長（日向裕次君） 公民館の所管している施設としては、ここが一番利用者数が多い場所です。これだけを……

○委員（三浦 譲君） ほかも点検したと理解していいですか。

○明野公民館長（日向裕次君） はい。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終了いたします。

次に、笹田協和公民館長。

○協和公民館長（笹田峯男君） 協和公民館長の笹田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 説明願います。

○協和公民館長（笹田峯男君） 議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、協和公民館所管の補正予算についてご説明申し上げます。

第2表、債務負担行為補正でございます。8ページをお開き願います。下から3行目、事項名としまして、協和公民館夜間管理委託、期間、平成30年度、限度額138万1,000円でございます。内容といたしましては、平成30年4月1日から公民館施設の夜間貸し出しを行うため、午後5時から10時までの夜間管理を委託するものでございます。平成30年度当初からの業務委託となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、廣瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課の廣瀬です。よろしく願います。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、スポーツ振興課所管の補正予算

についてご説明申し上げます。

予算書の6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。事項欄の上から6行目をごらん願います。事項名が体育施設指定管理委託、期間が平成30年度から平成34年度、限度額が6億4,246万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。内容といたしましては、平成30年4月1日から市内の23の体育施設の管理等を指定管理者に委託するため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、増田美術館副館長。

○美術館副館長（増田 満君） 美術館の増田でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○美術館副館長（増田 満君） 議案第104号のうち美術館が所管するものにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の8ページでございます。第2表の一番最後の行でございます。しもだて美術館の受付、入館チケットの販売等の業務を年度の当初から委託するに当たりまして、事前に契約等を行う必要があることから、限度額227万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） 受付の方ももちろんそうなのですが、あと企画展とか特別展示とかの場合は、中に座っていらっしゃる女性の方なんかいらっしゃると思うのですが、こういう方の経費もここに入っているのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 増田副館長。

○美術館副館長（増田 満君） お答え申し上げます。

ただいま委員さんからご質問ございました、展示室の中にいる職員、そちらは監視員と申しまして、この経費とは別にいつも雇っております。これに関しては企画展だけではなくて、収蔵品展のときにも、人数をちょっと削減して配置をしてございます。

○委員（藤澤和成君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

以上で議案第104号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第104号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で福祉文教委員会の審査を終了いたします。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時22分